

○岩手県警察安全運転守則の制定について

昭和51年 5月31日
岩監発第148号警察本部長

〔沿革〕 平成14年10月岩監第396号改正、平成16年 3月岩監第128号改正

各部課室隊長
各警察署長

みだしのことについて、交通事故による職員の殉職、受傷事故防止を目的として、別添のとおり、
岩手県警察安全運転守則

及び

緊急自動車安全運転 7則

自動二輪車安全運転 5則

を制定したから、次により制定の趣旨及び守則等を部下職員に周知徹底し、この種事故防止の徹底を図
られたい。

なお、次の守則は廃止する。

昭和49年 1月29日付 岩監発第29号

「昭和48年中の職員の交通事故と事故防止の徹底について」の通達により制定された

「職員の交通事故防止守則」

記

1 守則等制定の趣旨

交通事故により職員の殉職、受傷事故の多くは、運転中に発生することが多い実情から、職員の安全
運転意識を高め、自らの過失等によりこの種事故を生ぜしめないよう、事故防止上最も基本的な事項を
守則として掲げ、これを全職員に浸透させることにより事故防止の徹底を期するものである。

2 職員に対する守則等の浸透について

この守則等は、事故防止の徹底を期するため、全職員が常に座右の銘として、自ら、やろう、守ろう
という精神で実践しなければ実効は期せられないので、真にこの守則等が職員に体得され習慣化し、実
践されるまで創意工夫をこらしてその浸透に努力されたい。

別添

岩手県警察安全運転守則

- 1 運転はゆとりをもつて、技術を過信しない。
- 2 避けるだろう、止まるだろうの予測運転はしない。
- 3 運転条件に応じて、安全速度と車間距離を保持する。
- 4 交差点では必ず徐行、停止をし安全を確認する。
- 5 無理な追抜き、追越しはしない。

緊急自動車安全運転7則

- 1 緊急走行にあたっては先ず基地局に一報。暇がないときは速やかに一報。
- 2 緊急走行でもゆとりをもつて安全第一。
- 3 譲るだろう、止まるだろうの優先意識の排除。
- 4 運転者、同乗者相互の安全呼称の励行。
- 5 緊急走行時はマイクも使用。
- 6 緊急走行でも赤信号では一時停止、徐行で確認。
- 7 座席ベルトの着用の励行。

自動二輪車安全運転5則

- 1 毎朝ブレーキ、ハンドル、タイヤの点検。
- 2 交差点では青信号でも右左折車確認。
- 3 直進する、すべる、ころぶの特性を知り安全運転。
- 4 譲る、止まる、行けるだろうの予測運転の禁止。
- 5 他車両との十分な安全間隔の保持。